

第2回宮城県自動車小売業最低賃金専門部会 議事録

令和7年9月29日（月）午後1時30分
仙台第4合同庁舎 2階共用会議室

出席者

公益代表
小幡委員
労働者代表
泉委員、井上委員、長澤委員
使用者代表
飯野委員、片倉委員、鈴木委員

補佐 ただ今から、令和7度第2回宮城地方最低賃金審議会宮城県自動車小売業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日の専門部会は公開となっております。また、審議は部会長代理の判断により、途中、休会となる場合もありますので、ご了承願います。

初めに、委員の方々の出席状況を報告いたします。

桑原委員、柳井委員から欠席の旨、ご報告いただいております。

公益代表委員 1名
労働者代表委員 3名
使用者代表委員 3名

以上7名の方が出席されており、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する第5条第2項により会議が成立していることを報告します。

議事の進行につきましては、部会長代理にお願いいたします。

部会長代理 それでは議事を進めさせていただきます。
最初に、事務局から連絡事項ございますか。

指導官 それでは私の方から、資料の訂正について説明させていただきます。訂正がございますのは第1回でお配りした資料10の4ページと5ページについてということでこちらについてご説明させていただきます。

ではまず資料10の4ページでございます。宮城県の軽自動車の新規登録台数等の推移であります。当初、令和7年1月から

6月までの新車登録台数を 17,517 台 としておりましたが、正しくは 15,089 台となります。前年同期比につきましては同じく 34.39% と当初しておりましたが、こちらが正しくは 15, 77% の増加ということになります。こちらをまず訂正させていただきます。

同じく中古車の登録台数につきまして、当初、34,572 台としておりましたが、正しくは 29,636 台となります。前年同期比につきましては、当初 15.64% の増加としておりましたが、正しくは約 0.87% の減少となります。お詫びして訂正させていただきます。

それでは次にお配りした資料の 2 枚目をご覧ください。こちら資料 10 の 5 ページでございますが、こちらは宮城県の軽自動車を含む合計の新規登録台数でございます。これらの資料につきましても先ほど申し上げた軽自動車の台数の変更がある関係でこちらも訂正をさせていただきたいと思います。

お配りした資料の左側、の黄色で着色している箇所について変更があります。令和 7 年 1 月から 6 月の新車登録台数を 45,572 台としておりましたが、正しくは右側の 43,144 台となります。前年同期比につきましては、正しい数値を基に当初から計算しておりましたため訂正はございません。同じく中古車の登録台数につきまして当初 72,454 台としておりましたが、正しくは 67,518 台となります。

前年同期比につきましては、同じく正しい数値を基に計算しておりましたため訂正はございません。以上お詫びして訂正をさせていただきます。

部会長代理 ただ今の資料 10 の訂正について何かご意見等ございますでしょうか。

委 員 (意見等なし)

部会長代理 よろしいですか。それでは改めて議事に入ります。

前回、労働者側からは、宮城県自動車小売業最低賃金は、現行の時間額 1,036 円から、85 円引き上げ 1,121 円とするとのご提示がございました。

また、使用者側からは、宮城県自動車小売業最低賃金は、現行の時間額 1,036 円から、8 円引き上げ 1,044 円とするとのご提示がなされております。

部会長代理 前回の最後に、労使双方に歩み寄りにより妥当な結論をだすため、再検討をお願いしたところです。労働者側、使用者側からご検討いただいた結果をご説明いただきたいと思いますが、この場で具体的な金額などについてご説明いただくことは可能でしょうか。

井上委員 時間をいただけますか。

部会長代理 それでは、それぞれご検討の機会を設けるということでよろしいでしょうか。

委 員 (異議なし)

部会長代理 それでは、ここで一旦休会とさせていただきます。

～ 休会 ～

部会長代理 それでは専門部会を再開いたします。労働者側、使用者側からご検討いただいた結果について説明いただきたいと思います。また、労働者側から具体的な金額などについてご説明をお願いいたします。

井上委員 ちょっと委員限りの資料を配付してよろしいでしょうか。
労働側から提示をさせていただきたいと思います。
前回、85 円の提示ということで、趣旨に関しては申し上げました。今お配りした資料の一番下のちょっと細かい字になりますけど、米印の2、令和3年の経済センサス調査の令和5年3月28日に発表された部分で、真ん中から向かって右側が自動車小売になります。左側は製造になりますのでこれはちょっと抜きになりますけれども、宮城県が上から3段目になります。この調査によると、宮城県の小売業全体に占める自動車小売業の割合になりますけれども割合的には 7.7%ですかね。順位とすると全国で8番目になります。全国の小売業の中でも自動車の小売りをしている割合が8番目に高いという資料になっております。それで単純に今年の地域別最賃の改正額で8番目となると兵庫県の1,116円という数字になります。その上が京都の1,122円ですので、ほぼほぼ前回お示しした額と2円になるんですけども、そういったと

ころを鑑みまして、全国的にもいわゆる小売業に対する自動車小売業の人数の割合が高いということに関しては、それなりの重要な産業だということで、今回に閲しまして歩み寄りの観点も含めまして、兵庫県の1,116円を目標にしまして、80円の提示をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

部会長代理　　はい、ありがとうございます。前回から歩み寄りをいただきまして、プラス80円、1,116円ということでよろしいですね。

では次に使用者側から具体的な金額などについてご説明をお願いいたします。

飯野委員　　色々な貴重なデータをいただいてありがとうございました。多分色々見方があるので、何が正解かというのはなかなか判断しかねるところはあるんだと思いますけれども、例えば人数の話で言うとですね、前回事務局から配付していただいた資料の中に適用事業場数と適用労働者数という数字があったかと思うんですが、例えば県内のその数字で行くと787の事業場があって、適用労働者数が8,450と、従事している数でいうとかなり大きいということで、労働者代表の皆様がおっしゃったこととなるほどなとうすいて聞いてはいたんですけども。

例えばこれ1事業場あたりで割り返すと10.7ということなんですが、そうすると新車ディーラーなんかも支店単位でみれば少ないということも含まれるんですが、鉄鋼が100人という数字、それから同じ電子部品製造業が50人ぐらいの規模に対して、業種は違いますけれども、自動車小売は1事業所当たり10.7ということなので、大手ディーラーは別にしましてもやはり中小で、そういういた小さい規模の事業所が多いということはそういった会社も多いということの裏返しにもなるのかなというふうに、ちょっとどういう数字をもって比較すればよいのかというのには悩ましいところではあるんですが、そういう見方もできるのかなというふうにして今お伺いしていました。

使用者側としましても前回の数字からちょっと開きが大きいなと感じておりますし、どういったもので数字を示そうかちょっと悩んだところはあります。宮城県で公表している仙台市の物価上昇というのがあるんですけれども、これを直近1年間で平均を取るとだいたい3.5%伸びているという数字になります。この数字を使わせていただくと、プラス36円、1,072円ということで提示をさせていただきたいと思います。

我々使用者側としてはですね、特定最賃の対象となる団体、企業に対してそれなりに、やっぱり説明責任が出てまいりますので、ある程度納得してもらうためには、合理的な説明が必要となります。物価上昇を根拠にすれば、少なくともこれを下回ってしまうと、逆ですね、実質的な賃下げというふうにも言えるので、このレベルであれば、我々も何とか経営者の皆さんを説得できるかなというふうに考えた数字でございます。ぜひご理解をいただければありがとうございます。よろしくお願ひします。

部会長代理 ありがとうございます。物価上昇 3.5%を根拠に 36 円、1,072 円というご提示を承りました。今の段階でご提示いただきました労働者側、使用者側からの具体的な金額につきましては、まだ開きがございます。ここで専門部会を休会とさせていただきたいと思います。休会中は労働者側委員、使用者側委員それぞれ控室で専門部会の再開に向けた打合せや公益委員と労働者側委員、公益委員と使用者側委員の間で専門部会の再開に向けた打合せを行いたいと思います。よろしいでしょうか。

委 員 (異議なし)

部会長代理 それでは休会といたします。

～休会～

部会長代理 それでは専門部会を再開いたします。この間、労働者側、使用者側それぞれご検討いただいたと思いますので、現在の宮城県自動車小売業の最低賃金時給額 1,036 円に対する引上げ額、ご検討後の結果についてご主張を伺いたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、今回は使用者側からお聞きしたいと思います。打合せ後の具体的な金額などについて、ご説明をお願いいたします。

飯野委員 現行プラス 50 円の 1,086 円ということで提示をさせていただきたいと思います。

プラス 50 円というのは、率にすると 4.8% という数字になります。昨年と同額の数字という意味でございまして、正直これを直接裏付けるようなデータというのはないんですけども、経団連がまとめた春季労使交渉の中小企業の平均というのが 4.35%。そ

れから、連合の方でも 300 人未満という数字で見ると 4.36% ということになりますので、この数字をいずれも上回っている数字ということで、提示をさせていただきました。

この数字を使った理由というのは、先ほどもちょっとお話ししましたんですけども、県内の 1 事業場あたりの従業員数というのは 10.7 ということで、その事業規模からするとやはり中小零細企業が多いのかなというふうに考えておりまして、こういった公開データというのを参考にさせていただいたということでございます。ぜひご理解をいただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

部会長代理 50 円の引上げ、1,086 円というご提示を承りました。続きまして労働者側からご説明をお願いいたします。

長澤委員 まず、額ですが 70 円ということでございます。理由といたしましては、地域最賃が 973 円から 1,038 円ということで、65 円、率にして 6.7% 上がったということで、同率を 1,036 円に掛けると 69.4 円ということで、賃金の考え方は切り下げということはないので 70 円というところで、提示させていただいております。

部会長代理 労働者側からは、70 円の引上げ、1,106 円というご提案がございました。今の段階で、歩み寄りはいただいているんですけれども、まだ、具体的な金額には隔たりがございます。ここでもう一度専門部会を休会としたいと思います。休会中は労働者側委員、使用者側委員それぞれ控室で専門部会の再開に向けた打合せや公益委員と労働者側委員、公益委員と使用者側委員の間で専門部会の再開に向けた打合せを行いたいと思います。よろしいでしょうか。

委 員 (異議なし)

部会長代理 それでは休会といたします。

～休会～

部会長代理 専門部会を再開いたします。この間、労働者側、使用者側それぞれご提示いただいた金額からさらに見直しなど具体的な金額などについてお打合せいただいたかと思います。ご検討いただいて

さらにご提案いただける金額があるかどうかについてお聞きしたいと思います。最初に労働者側からお聞きします。打合せ後の具体的な金額などについて、ご説明いただけるもののはありますでしょうか。

長澤委員 新たな提示はございません。

部会長代理 承知しました。これ以上のご提示なしということでよろしいでしょうか。

では、使用者側から打合せ後の具体的な金額などについて、さらにご説明いただけるもののはありますでしょうか。

飯野委員 使用者側も大変申し訳ないんですけれども、今日の時点ではこれ以上の提示はございません。

部会長代理 双方とも本日はこれ以上のご提案はなしと承りました。本日はこれ以上の進展は望めないものと思われますので、今日の審議はこの程度にしたいと思います。

特定最低賃金は、関係労使の自主性や自立性を重視して設定されるべきものだと考えておりますので、ぜひ、この理念を最大限尊重いただきますと共に、それぞれ、本日の審議経過を踏まえて再度御検討いただきまして、次回の審議に臨んでいただきますようお願いいたします。

部会長代理 最後に、その他何か事務局からありますか。

補 佐 事務局としましては、第3回を10月7日(火)午後2時からの開催を予定しております。

部会長代理 事務局から説明がありましたとおり、次回は、第3回専門部会を10月7日(火)14時からこの会議室で開催したいと思います。

何か、補足してご説明、ご質問はありますでしょうか。よろしいですか。

よろしければ本日の専門部会をこれで終了したいと思います。
大変お疲れさまでした。

(閉会)